

令和8年度  
鴨川市立安房東中学校

## 学校いじめ防止基本方針

# 東 魂



お互いに尊重し合い、協力し、助け合おう。  
その精神のもと、お互いの発展につなげていこう。

### 《目次》

1	いじめ防止に関する基本理念	P 1
2	校内いじめ対策組織について	P 1
3	いじめの未然防止について	P 2
4	いじめの早期発見と相談・通報について	P 3
5	いじめを認知した場合の対応について	P 4
6	いじめによる重大事態への対処について	P 5
7	公表、点検、評価等について	P 6

# 学校いじめ防止基本方針

本基本方針は、令和7年4月1日施行の改正「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）および文部科学省の最新ガイドラインに基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止、早期発見、迅速な対応を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

いじめの認知は、特定の教職員だけでなく、同法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。
- (2) 全ての生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、自治体、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

### いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた生徒の立場に立つ必要がある。生徒によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する事案であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず他の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐにいじめを行った者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を取り戻した場合には、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に相談をし、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校組織として情報共有することは必要である。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月改定 及び 「鴨川市いじめ防止基本方針」平成31年3月最終改定 より】

## 2 校内いじめ防止等の対策組織について

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 名称     | 校内いじめ防止等の対策委員会                                       |
| (2) 構成メンバー | ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当<br>各学年職員1名・養護教諭・スクールカウンセラー |
| (3) 会議の開催  | 毎月1回（生徒指導委員会）及び随時（いじめや、いじめの疑いがあった場合）                 |
| (4) 組織の役割  | ・いじめ防止等の基本方針及び、それに基づく取り組みや計画の作成・運営とそ                 |

これらの検証・修正及び基本方針の見直し

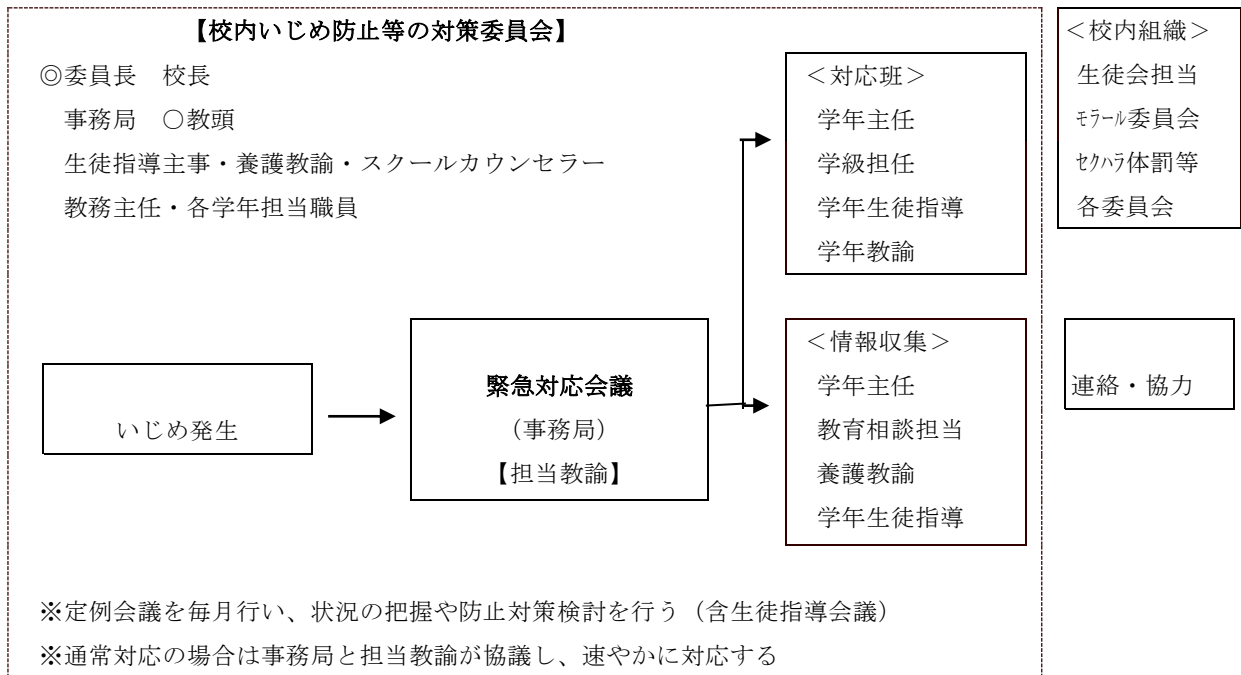
- ・いじめや、いじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）
- ・いじめや、いじめの疑いに関する情報収集と記録。それに関わる生徒の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解
- ・生徒指導上問題を持つ生徒について、現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解（毎月の生徒指導会議で）
- ・いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の項目に位置づけ、その評価結果を踏まえた改善を行う。

(5) 事務局

◎教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー

※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核（会議の運営）

《校内いじめ防止等の対策委員会》



3 いじめの未然防止等について

(1) 生徒・保護者への啓発活動

- ① 掲示物・学校便り・学年便り等による情報の発信を行う。
- ② 新入生保護者を対象とした携帯の安全な使い方についての指導を入学時に行う。
- ③ 情報モラル向上のため、生徒対象の情報教育を総合的な学習の時間に位置づける。

(2) 豊かな心を育む取り組みについて

① 道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳教育推進教師の計画のもと、道徳授業の完全実施と相互参観による授業の充実をめざす。
- ・異学年交流の場として体育祭等を行い、全校レベルでの相互理解を深める。
- ・キャリア教育の充実、ボランティア活動の充実を図る。

② 生徒同士の関わりを大切にし、互いに成長していく学校づくりを進める。

- ・行事・授業・部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるようにする。
- ・小中連携での「あいさつ・反応・清掃」の充実を図り、お互いを大切にできる言語環境を整える。
- ・「あいさつ運動」「いじめ撲滅宣言」等生徒会での自発的な取り組みを推進する。

- ③ 全学年で「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、人間関係スキルの育成を図る。
- ④ 鴨川市との連携による各種施策を積極的に活用する。
  - ・館山市人権擁護委員協議会鴨川支部と連携し、人権教室を毎年開催すると共に人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加をする。
- (3) 授業における取り組みについて
  - ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用感を高める。
  - ・グループ学習を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。
  - ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施する。
  - ・指導記録簿における教職員の実質的有効活用と、管理職の指導の充実を図る。
- (4) いじめ防止に向けた環境づくりについて
  - ① 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係作りに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
  - ② 行事や部活動等で過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切に活動を行う。
  - ③ 教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて、教職員の理解を深める。
  - ④ 小学校との連携により、引き継ぎ連絡等を綿密に行い、人間関係のトラブル改善を図る。
  - ⑤ 月2回開催の廃品回収や、地域へ配布のPTA広報等を通し、地域で子どもを見守る環境づくりを推進する。
  - ⑥ 福祉教育の観点を含め、障害のある生徒・帰国子女・外国籍・保護者が外国人・LGBT・災害事故による避難された生徒など、教職員が個々の事情を正しく理解することに努める。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめについて
  - ① 職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
  - ② 家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める。
  - ③ 情報教育のより一層の充実を図る。
  - ④ 千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。
- (6) 多様性の配慮について
  - ・障害、外国籍、LGBT等を理解するための教育を推進する。

#### 4 いじめの早期発見と相談・通報について

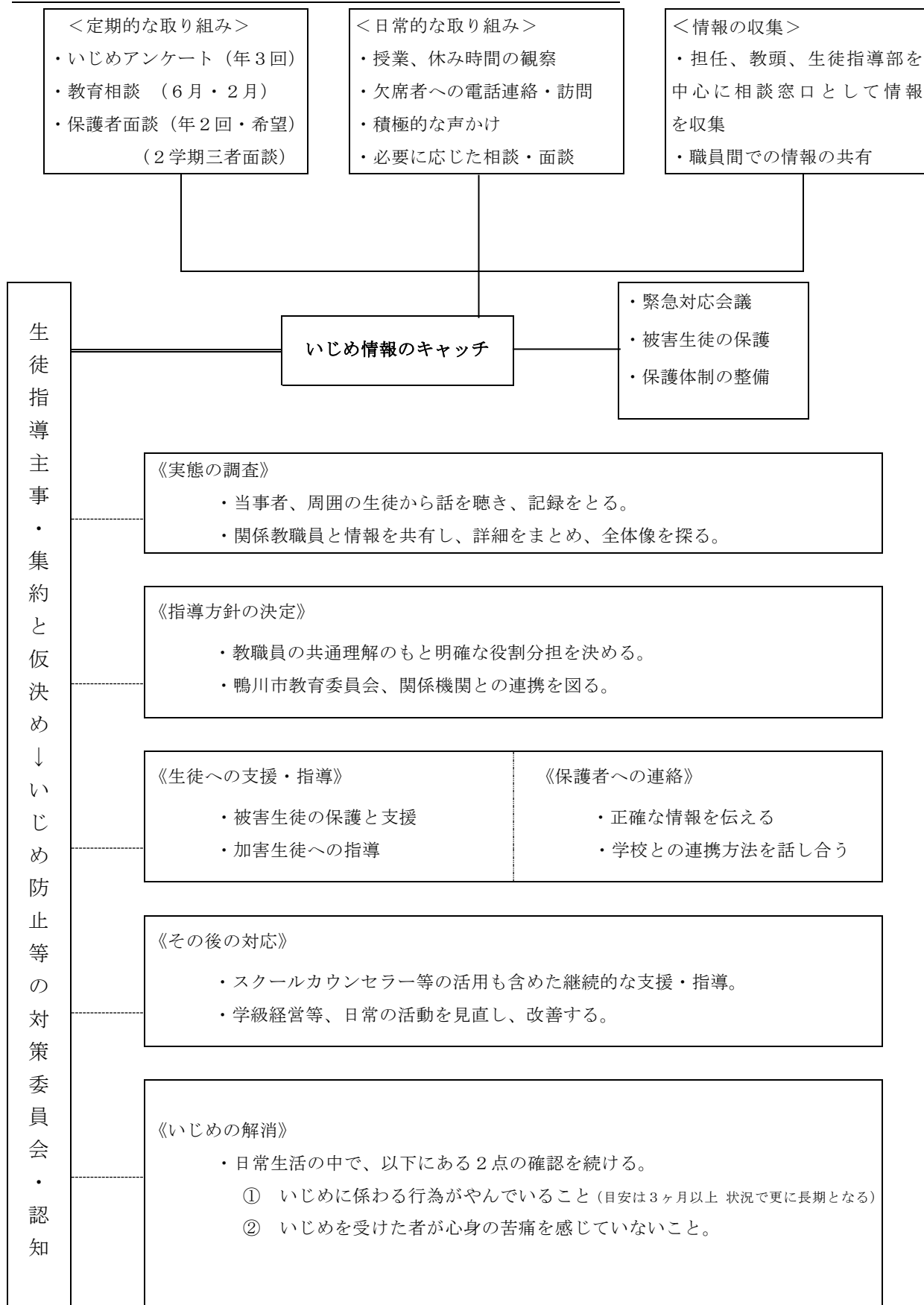
- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
  - ① 全校生徒を対象に教育相談を行う期間を年2回設け、実施する。（6月担任・2月生徒指名）
    - ・年間3回（6月、10月、2月）のアンケートや毎月実施するWebアンケートから、生徒の訴えや、変化を捉えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
    - ・全校生徒が年に2回（4月、10月）はスクールカウンセラーとの面談ができるよう調整する。
    - ・毎日の記録ノートから得た情報の活用や、日常的な観察で気になった生徒との面談や、保護者面談等を実施し、いじめの早期発見・相談に努める。
  - ② 授業時間・休み時間・放課後等の観察
    - ・可能な限り、休み時間や放課後の生徒の様子を観察する。
    - ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」思った場合は、すぐに「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
  - ③ いじめに関する窓口の常設
    - ・「校内いじめ防止対策委員会」に身近な職員を窓口として、相談活動の推進を図る。
    - ・全教職員自身が、いじめに関する窓口であるという自覚を持つとともに、生徒・保護者へ全教職員が窓口

であることを周知する。

④ いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- ・いじめ防止対策や、対応に関わる研修を校内研修に位置づけ、計画的に実施する。
- ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研修を行う。

5 いじめを認知した場合の対応について《いじめの発見と対応の流れ》



## 6 いじめによる重大事態への対処について

### (1) 重大事態とは

#### 《重大事態の基準》

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺及び自傷行為を図ろうとした場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、国の基本方針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず、個々の状況を十分に把握しなければならない。(国基本方針より)

### (2) 報告と対応

- ① 校長は、重大事態の発生について、市教委へ迅速に報告する。

※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断にかかわらず、報告する。

#### 第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発見者・受理者 → 学級担任 → 学年主任 → 生徒指導主事  
→ 教頭・校長 → 市教委 → 教育長・市長  
→ (必要に応じて) 医療機関・警察関係機関 等

#### 第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭 → 担当者へ作成指示 → 校長 → 市

報告内容 ①いつ(いつ頃から) ②誰が ③誰から ④どんないじめ

⑤認知後の学校の対応(当該生徒・その他の生徒・保護者)等

(誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか)

※いじめを受けた生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。

(事故報告の第1報も含む)

作成手順 担当者の聴き取り等 → 事実の確認 → 教頭(報告書作成) → 校長の確認

- ② 校内いじめ防止等の対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全の確保を優先し、「5 いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査

① 調査主体＝学校下の組織

i : 名 称 校内いじめ防止等の対策委員会

ii : 構成員 ◎校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー  
教務主任・各学年主任・教育相談担当職員・部活動主任

調査主体＝鴨川市下の組織

i : 名 称 鴨川市子ども安全対策センター（5 / 2 2 付け 修正）

ii : 構成員 ◎教育次長・市教委学校教育課長・主任指導主事・指導主事・当該校教頭  
生徒指導主事・教務主任・鴨川市福祉家庭教育相談員  
スクールカウンセラー

② 調査方法

- ・いじめを受けた生徒からの聴きとり
- ・いじめを行った生徒からの聴きとり
- ・関係した生徒、見ていた生徒等からの聴きとり 等
- ・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

③ 調査内容

客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。

i : いつ（いつ頃から） ii : 誰が iii : 誰から

iv : どんな v : いじめを生んだ背景・事情

vi : 生徒の人間関係 vii : 認知後の学校の対応 等

7 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載する。
- ・PTA総会や保護者会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。

(2) いじめ事案への取り組みの評価・分析

- ・生徒及び保護者対象のアンケート調査と集計分析
- ・学校評議員による取り組みの評価と分析

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・生徒及び保護者対象のアンケート調査の分析や、学校評議員の評価と校内教職員でまとめたいじめ事案への取り組みについての成果と課題をもとに、学校いじめ防止基本方針を見直し公表する。